

国自貨第501号の3
令和7年12月22日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流統括調整官

燃料価格下落時におけるトラック運送業の適正取引の徹底について

先般の政党間の合意に基づき、軽油引取税の「当分の間税率」は令和8年4月1日から廃止することとされ、それまでの間は、軽油に対する補助金の引上げにより、「当分の間税率」が廃止された場合と同水準の軽油価格の引下げ措置が講じられております。

これらの措置による軽油価格の下落に際し、荷主や元請運送事業者等の発注者から、実運送事業者を含めた運送受託者に対して、物流コスト削減等の観点から運賃引下げを要請することが想定されますが、価格交渉においては、これまで他業種と比較して進んでいないトラック運送業における構造的な価格転嫁を推進し、物価上昇を上回る賃上げを継続するための原資を確実に確保することが重要です。

このため、燃料価格の下落に伴う不適切な取引の発生を防止するため、公正取引委員会及び経済産業省中小企業庁との連名で、農林水産省及び経済産業省所管関係団体あての要請文書を発出いたしましたので、了知するとともに、各地方経済産業局及び公正取引委員会地方事務所とも連携し、中小受託取引適正化法やトラック運送業における適正取引推進ガイドライン等に基づく適正取引が推進されるよう関係者への適切な指導等をお願いいたします。